

2006年11月16日

新株予約権を用いたストックオプションの行使価額等確定に関するお知らせ

2006年10月25日開催の当社取締役会において決議し、同日お知らせしましたストックオプション付与を目的として発行する新株予約権に関し、本日、行使価額等が確定しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

(1) 第12回普通株式新株予約権

1. 新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当りの払込金額(行使価額)
4,756円
2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額
5,086,542,000円

(2) 第13回普通株式新株予約権

1. 新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当りの払込金額(行使価額)
40.05米ドル
2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額
58,064,490米ドル

[ご参考]

(1) 定時株主総会の決議日

2006年6月22日

(2) 新株予約権の割当日

2006年11月16日

(3) 新株予約権の総数

第12回普通株式新株予約権 10,695個

第13回普通株式新株予約権 14,498個

(4) 新株予約権と引換えにする金銭の払込み

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

(5) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

第12回普通株式新株予約権 当社普通株式 1,069,500株(*)

第13回普通株式新株予約権 当社普通株式 1,449,800株(*)

*各新株予約権の目的である株式の数 100株

(6) 新株予約権を行使することができる期間

第12回普通株式新株予約権 2006年11月16日から2016年11月15日まで(*)

第13回普通株式新株予約権 2006年11月17日から2016年11月16日まで(*)

*行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

(7) 新株予約権の行使の条件

①各新株予約権の一部行使はできないものとする。

②当社が消滅会社となる合併契約書が当社株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転計画が当社株主総会(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会)で承認されたときは、当該合併、株式交換または株式移転の効力発生日以降新株予約権は行使することができない。

(8) 新株予約権の割当対象者およびその人数

第12回普通株式新株予約権

当社および当社子会社の取締役、執行役および従業員 計591名

第13回普通株式新株予約権

当社および当社子会社の取締役、執行役および従業員 計511名

以上

(お問い合わせ先)

ソニー株式会社 IR部

電話(03)5448-2180